

外部指導者（ベンチ入り）承認制度について

令和6年度版

1 外部指導者（ベンチ入り）の条件

- (1) 学校の教育方針を理解し、年間を通して計画的な指導ができる者。
- (2) スポーツ指導員等の資格を有しているか、または専門的な指導技術があると認められる者。
- (3) 技術指導だけにとらわれることなく、生徒指導面への配慮もできると認められる者。
- (4) 部顧問及び保護者と連携を図り、教育的な指導が望める者。
- (5) 県中体連が指定する、外部指導者講習会を受講できる者。

2 外部指導者（ベンチ入り）の登録申請について

- (1) 1つの部活動に対して1名の登録申請ができる。
 - ① 同一人物が、同じ学校内で2競技以上の登録申請はできない。
 - ② 同一人物が、複数の学校で、同じ競技または異なる競技での登録申請はできない。ただし、下記の特例は認める。
 - ア 前期・後期に分けての登録申請ができる。
(前期＝総合大会・九州大会・全国大会 後期＝秋季大会)
 - イ 新体操・体操競技については、複数の学校からの登録を認める。(九州・全国も可)
また、体操競技については、試技する際に補助が必要で、安全面に配慮するため、個人に対してそれぞれ1名の登録を認める。(九州・全国も可)
 - ウ 陸上競技、水泳競技に関しては、複数校からの申請ができる。ただし、九州・全国大会のベンチ入りについては、1学校に限る。
- (2) 講習会受講者は県大会ベンチ入り有資格者として認め、認定証を交付する。(3年間有効)
- (3) 学校から申請のあった外部指導者には、大会の監督会時にベンチ入り許可証を配付する。

3 外部指導者（ベンチ入り）の承認についての手順

- (1) 年度当初に各学校長より、地区中体連会長を通じて県中体連会長に申請する。
- (2) 県中体連評議員会で承認。(4月)
- (3) 有資格者(すでに3か年以内に講習を受けている者)であっても、各学校から地区中体連及び県中体連への外部指導者(ベンチ入り)登録申請は毎年行うこと。

4 承認の取消

1の条件から甚だしく逸脱するような事態が発生した場合には、承認を取り消すことがある。

5 その他

- (1) 非常勤講師については、外部指導者講習会の受講を義務づけない。
- (2) 異校種の教員については、講習会を免除する。